

北九州市公立学校教員採用候補者選考試験実施要綱

教育長決裁

(この要綱の目的)

第1条 この要綱は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第11条及び北九州市立小学校、中学校等の教育職員等の採用及び昇任のための選考に関する規程（昭和51年教育長訓令第1号）第3条第1項の規定に基づき実施する北九州市公立学校教員採用候補者選考試験（以下「選考試験」という。）の実施に関する基本的な事項を定めるものとする。

(選考試験の趣旨)

第2条 選考試験は、北九州市公立学校教員の採用にあたって、必要な選考資料を得るために実施するものとする。

(選考区分)

第3条 選考試験の実施にあたり、一般選考、教職経験者特別選考、教職大学院修了者特別選考及び障害者特別選考、大学等推薦特別選考の選考区分を設けるものとする。

(一般選考の受験資格)

第4条 一般選考により選考試験を受験することのできる者は、受験日の属する年度の3月31日現在において、満59歳以下の者であって、受験する校種、職及び教科の教員普通免許状を所有するもの又は受験日の属する年度内に取得見込みのものとする。

(教職経験者特別選考の受験資格)

第5条 教職経験者特別選考により選考試験を受験することのできる者は、受験日の属する年度の3月31日現在において、満59歳以下の者のうち、受験する校種、職及び教科の教員免許状を所有するものであって、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものとする。

- (1) 現に小学校、中学校又は特別支援学校（国公立を問わない。）の正規教員として勤務している者（受験する校種、職及び教科と同一の場合に限る。ただし、教育長が適当と認める場合はその限りではない。）
- (2) 過去5年間（受験日の属する年度の前年度の3月31日まで）で、小学校、中学校又は特別支援学校（国公立を問わない。）の正規教員として、通算1年間以上の勤務経験がある者（受験する校種、職及び教科と同一の場合に限る。ただし、教育長が適当と認める場合はその限りではない。）
- (3) 過去5年間（受験日の属する年度の前年度の3月31日まで）で、北九州市立学校の常勤講師、非常勤講師、養護助教諭又は栄養代理職員として、通算1年間以上の勤務経験がある者

(教職大学院修了者特別選考の受験資格)

第6条 教職大学院修了者特別選考により選考試験を受験することのできる者は、受験日の属する年度の3月31日現在において、満59歳以下の者のうち、受験する校種、職及び教科の教員普通免許状を所有するものであって、学校教育法の規定に基づく教職大学院を修了した者。または、受験日の属する年度内に修了予定の者とする。

(選考の選択)

第7条 前三条の規定にかかわらず、教職経験者特別選考及び教職大学院修了者特別選考により選考試験を受験することのできる者であっても、一般選考による選考試験の受験を選択できるものとする。

(障害者特別選考)

第8条 障害者特別選考を受験することのできる者は、第4条に定める一般選考の受験資格を有する者であって、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級から6級までの者
- (2) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (3) 療育手帳の交付を受けている者

(大学等推薦特別選考)

第9条 大学等推薦特別選考により選考試験を受験することのできる者は、受験日の属する年度の3月31日現在において、満59歳以下の者であって、受験する校種、職及び教科の教員普通免許状を所有する者又は受験日の属する年度内に取得見込みのものとする者とし、次の(1)から(3)までの要件をいずれも満たす者とする。

- (1) 北九州市立学校教員を第一志望とし受験日の属する年度の次年度の採用を希望すること。
- (2) 学業成績が優秀であり、かつ本市の教員として優れた実践力を発揮することが期待できること。
- (3) 受験日の属する年度の3月31日現在において別表第5に掲げる「推薦が可能な大学等」で定める大学等を卒業見込または修了見込であること。

なお、「学業成績が優秀」とは、別表第6に掲げるとおりとする。

2 大学等推薦特別選考については、選考の対象者を以下のとおり決定する。

- (1) レポート等、大学等の提出書類の内容を総合的に審査のうえ、北九州市教育委員会において、選考区分「大学等推薦特別選考」の対象者を決定する。
- (2) この審査の結果については、受験日の属する年度の4月末までに大学等に発送。本人への審査結果の周知については大学等が行う。
- (3) 受験日の属する年度の実施要項に記載する他の選考区分と重複して出願することはできない。ただし、この審査の結果、対象とならなかった志願者は、同一の校種等(教科)の選考区分「一般選考」に出願したものとみなす。

3 大学等推薦特別選考の対象者決定後に、当該対象者が「大学等推薦特別選考」の受験を辞退しようとする場合または当該対象者が受験しなかった場合は、当該対象者を推薦した大学等は、推薦の取下げを書面で本市教育委員会へ届け出るものとする。なお、「大学等推薦特別選考」の対象者として決定し、本試験に合格した場合であっても、受験日の属する年度の3月31日までに卒業または修了できなかった場合は、合格により得た一切の資格を失うものとする。

(欠格事項)

第10条 受験申込日において、次のいずれかに該当する者は、受験資格を有しないものとする。

- (1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条の欠格条項に該当する者
- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第9条の欠格条項に該当する者

(試験区分)

第11条 選考試験の試験区分は、校種、職及び教科に応じ、別表第1に掲げるとおりとする。

(試験内容、配点及び評定の方法)

第12条 選考試験は、第一次試験及び第二次試験により行うものとする。ただし、第5条第1項第1号に該当する者は、次項に定める選考試験(以下「教職経験者特別選考試験(現職教員枠)」という。)により行うものとする。また、前年度実施の選考試験において、第一次試験に合格した者については、合格した翌年度実施の選考試験に限り、第一次試験を免除し、該当する試験区分の第一次合格者として取り扱うこととする。

2 選考試験の試験内容、配点及び評定の方法は、選考区分、校種、職及び教科に応じ、第一次試験については別表第2に、第二次試験については別表第3に定めるとおりとする。ただし、第5条第1項第1号に該当する者については別表第4に定めるとおりとする。

(選考方法)

第13条 第一次試験の選考は、試験区分ごとに、第一次試験の合計得点の高い順に並べ、上位から第一次試験合格予定者数までの順位内にある者を第一次試験合格者とするにより行う。

2 第二次試験の選考は、前項の規定に基づく第一次試験合格者を対象に行い、試験区分ごとに、第二次試験の合計得点の高い順に並べ、上位から第二次試験合格予定者数までの順位内にある者を第二次試験合格者とする

により行う。

- 3 選考にあたっては、適性検査の結果を勘案するものとする。
- 4 第5条第1項第1号に該当する者については、選考は一般選考、第5条第1項第2号及び第3号並びに第6条に該当する者とは別に行う。
- 5 障害者特別選考については、一般選考と基本的に同様の試験を行うが、選考は一般選考とは別に行う。受験に際して、点字又は手話等の必要な対応を行うとともに、障害の種類や程度に応じて実技試験の実施に配慮するものとする。
- 6 第二次試験合格者をもって、最終合格者とする。ただし、第5条第1項第1号に該当する者については、教職経験者特別選考試験（現職教員枠）により、別に選考したものを最終合格者とする。
- 7 第二次試験の受験者で最終合格者とならなかった者から補欠合格者（以下「補欠」という。）を決定し、最終合格者に欠員が生じた場合等には、補欠から最終合格者へ繰り上げ合格とする。補欠合格の決定の有無は、第二次試験の結果通知と併せて行い、補欠を最終合格者とする場合には、対象者に個別に通知する。なお、補欠の有効期間は、受験日の属する年度の3月31日までとする。
- 8 最終合格者の選考にあたっては、必要な官公庁へ照会するとともに、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員）は最終合格者として決定しないものとする。

（名簿登載）

第14条 最終合格者は北九州市公立学校教員採用候補者名簿（以下「名簿」という。）に登載する。名簿の有効期間は、名簿登載日から翌々年の4月1日までとする。なお、最終合格者が教職大学院に進学する場合、名簿の有効期間は、名簿登載日以後の最初の4月1日から翌々年の4月1日まで延長を認める。

（情報の提供）

第15条 選考試験に係る情報の提供については、北九州市公立学校教員採用候補者選考試験の情報の提供に関する要綱（平成15年7月2日教育長決裁）に定めるところによるものとする。

（補則）

第16条 この要綱に定めるもののほか、選考試験の実施について必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成21年5月8日から施行し、平成21年度に実施する選考試験から適用する。

付 則

この要綱は、平成23年4月25日から施行し、平成23年度に実施する選考試験から適用する。

付 則

この要綱は、平成24年5月15日から施行し、平成24年度に実施する選考試験から適用する。

付 則

この要綱は、平成25年5月15日から施行し、平成25年度に実施する選考試験から適用する。

付 則

この要綱は、平成26年1月6日から施行し、平成26年度に実施する選考試験から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年3月20日から施行し、平成27年度に実施する選考試験から適用する。

付 則

この要綱は、平成28年2月29日から施行し、平成28年度に実施する選考試験から適用する。

付 則

この要綱は、平成29年3月1日から施行し、平成29年度に実施する選考試験から適用する。

付 則

この要綱は、平成29年5月1日から施行し、平成29年度に実施する選考試験から適用する。

付 則

この要綱は、平成30年1月15日から施行し、平成30年度に実施する選考試験から適用する。

付 則

この要綱は、平成30年3月15日から施行し、平成30年度に実施する選考試験から適用する。

付 則

この要綱は、平成31年4月8日から施行し、平成31（2019）年度に実施する選考試験から適用する。

付 則

この要綱は、令和2年3月2日から施行し、令和2（2020）年度に実施する選考試験から適用する。

付 則

この要綱は、令和2年8月3日から施行し、令和2年度に実施する選考試験から適用する。

別表第1 (第11条関係)

試 験 区 分		
小学校教員		
中学校教員		国 語
		社 会
		数 学
		理 科
		音 楽
		美 術
		保健体育
		技 術
		家 庭
		英 語
特別支援 学校教員	小学部	
	中学部	中学校教員に同じ
養護教員		
栄養教員		

別表第2 (第12条関係)

試験区分	試験内容	配点			評定の方法
		一般選考又は障害者特別選考	教職経験者特別選考(2)(3)に該当する者又は教職大学院修了者特別選考	大学等推薦特別選考	
・小学校教員	教職教養	50			各間の得点を合計
	専門試験				
	合計	50			
・中学校教員(国語・社会・数学・理科・音楽・美術・保健体育・技術・家庭) ・養護教員・栄養教員	教職教養	50	150	150	
	専門試験	150			
	合計	200			
・特別支援学校小学部教員	教職教養	50			
	専門試験				
	特別支援専門	50			
	合計	100			
・特別支援学校中学部教員 (国語・社会・数学・理科・音楽・美術・保健体育・技術・家庭・英語)	教職教養	50	150	50	
	専門試験	150			
	特別支援専門	50			
	合計	250			
・中学校教員(英語)	教職教養	50	100	50	
	専門試験	100			
	リスニング	50			
	合計	200			

備考

- すべての選考区分において、小学校教員を志願する者については、専門試験を免除する。
- 教職経験者特別選考(2)(3)に該当する者及び教職大学院修了者特別選考の受験者、また、大学等推薦特別選考の受験者は教職教養試験を免除する。
- 特別支援学校小学部教員及び特別支援学校中学部教員については、特別支援教育に関する専門的知識を問うために別に専門試験を実施する。
- 上記試験のほか、適性検査を実施する。

別表第3 (第12条関係)

試験区分	試験内容	配点		評定の方法
		一般選考又は障害者特別選考教職経験者特別選考(2)(3)に該当する者又は教職大学院修了者特別選考又は大学等推薦特別選考		
・小学校教員 ・特別支援学校小学部教員	模擬授業及び 集団討議	200 (模擬授業) 150 (集団討議)		【模擬授業】指導内容、指導技術、質疑応答の状況などの観点から評定 【集団討議】コミュニケーション能力、協調性、積極性、態度、表現力、教養などの観点から評定
	個人面接	300		基本的知識、積極性、意欲、態度、使命感、責任感などの観点から評定
	英会話	50		簡単な日常英会話により発音、理解力、表現力などの観点から評定
	合計	700		
・中学校教員(英語・理科・音楽・美術・保健体育を除く) ・特別支援学校中学部教員(中学校教員(英語・理科・音楽・美術・保健体育)を併願する者を除く) ・養護教員 ・栄養教員	模擬授業及び 集団討議	200 (模擬授業) 150 (集団討議)		【模擬授業】指導内容、指導技術、質疑応答の状況などの観点から評定 【集団討議】コミュニケーション能力、協調性、積極性、態度、表現力、教養などの観点から評定
	個人面接	300		基本的知識、積極性、意欲、態度、使命感、責任感などの観点から評定
	合計	650		
・中学校教員(英語) ・特別支援学校中学部教員(英語)のうち中学校教員を併願する者	模擬授業及び 集団討議	200 (模擬授業) 150 (集団討議)		【模擬授業】指導内容、指導技術、質疑応答の状況などの観点から評定 【集団討議】コミュニケーション能力、協調性、積極性、態度、表現力、教養などの観点から評定
	個人面接	300		基本的知識、積極性、意欲、態度、使命感、責任感などの観点から評定
	英語口述	100		読解力、応答力、要約力などの観点から評定
	合計	750		
・中学校教員(理科) ・特別支援学校中学部教員(理科)のうち中学校教員を併願する者	模擬授業及び 集団討議	200 (模擬授業) 150 (集団討議)		【模擬授業】指導内容、指導技術、質疑応答の状況などの観点から評定 【集団討議】コミュニケーション能力、協調性、積極性、態度、表現力、教養などの観点から評定
	個人面接	300		基本的知識、積極性、意欲、態度、使命感、責任感などの観点から評定
	理科実技	100		安全指導、基本操作や器具の使い方、実験・観察の方法などの観点から評定
	合計	750		
・中学校教員(音楽・美術・保健体育) ・特別支援学校中学部教員(音楽・美術・保健体育)のうち中学校教員を併願する者	模擬授業及び 集団討議	200 (模擬授業) 150 (集団討議)		【模擬授業】指導内容、指導技術、質疑応答の状況などの観点から評定 【集団討議】コミュニケーション能力、協調性、積極性、態度、表現力、教養などの観点から評定
	個人面接	300		基本的知識、積極性、意欲、態度、使命感、責任感などの観点から評定
	実技	100		教科ごとの実施内容について評定
	合計	750		

備考

中学校教員（音楽・美術・保健体育）及び特別支援学校中学部教員（音楽・美術・保健体育）の実技試験の実施内容及び評定の観点については、教科ごとに次のとおりとする。

音 楽 実施内容： 初見視唱（歌唱）、ピアノ（視奏）、その他の楽器（視奏）

評定の観点： 技能、表現力などの観点から評定

美 術 実施内容： 絵画、立体、デザイン・工芸のうち指定するもの

評定の観点： 発想、構成、表現力などの観点から評定

保健体育 実施内容： ラジオ体操、器械運動、球技、武道、ダンスのうち指定するもの

評定の観点： 姿勢、スムーズな動作などの観点から評定

別表第4 (第12条関係)

試験区分	試験内容	配点	評定の方法
		教職経験者特別選考 (1)に該当する者	
<ul style="list-style-type: none"> ・小学校教員 ・中学校教員(国語・社会・数学・理科・音楽・美術・保健体育・技術・家庭・英語) ・特別支援学校小学部教員 ・特別支援学校中学部教員(中学校教員に同じ) ・養護教員 ・栄養教員 	個人面接	300	基本的知識、積極性、意欲、態度、使命感、責任感などの観点から評定
	合計	300	

別表第5（第9条関係）

推薦が可能な大学等	推薦の対象となる校種等（教科）の教諭一種普通免許状取得の課程認定を受けている大学または教諭専修普通免許状取得の課程認定を受けている大学院もしくは教職大学院
-----------	---

別表第6（第9条関係）

*取得単位科目の評価が「優」「良」「可」のうち、「良」以上が80%以上でありかつ「優」が50%以上であること。
ただし「優」「良」「可」の評価は、大学等において100点満点に換算し、以下のとおりとする。

評 価	点 数
優	80点以上
良	70点以上80点未満
可	60点以上70点未満

*なお、大学院及び教職大学院の区分から推薦する者については、大学院及び教職大学院での取得単位科目の成績評価とし、大学での成績評価は通算しない。